

戸田市 令和6年度 保育施設等入所のおてびき

電子申請でも申し込めます。

(詳しくは、9ページへ)



戸田ヶ原自然再生キャラクター とだみちゃん

◆申込み書類受付期間について◆ ※下表全ての入所申込みで電子申請・郵送でも受け付けます。

入所月	令和6年度申込み書類受付期間
4月	<p>【一次受付】</p> <p>①窓口受付 令和5年11月24日(金)～令和5年12月4日(月) 16時30分 締切</p> <p>②電子申請 令和5年11月1日(水)～令和5年12月4日(月) 17時15分 締切</p> <p>③郵送 令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木) 必着</p> <p>※①は、土・日曜日を除く。ただし、12月3日(日)は窓口開庁のため、受け付けます。なお、水曜日は16時30分から18時30分まで市役所2階保育幼稚園課で受け付けます。</p> <p>※②③詳細は、9ページをご覧ください。</p>
	<p>【二次受付】 令和6年1月4日(木)～令和6年2月9日(金) 17時15分 締切</p> <p>※二次受付は、一次受付分の利用調整後、定員に満たない保育園があった場合のみ利用調整を行います。</p> <p><u>一次受付において利用申込みをされた方については、申込みの取下げをされない限り原則再度申込みをする必要はありません。</u></p>
5月	令和6年2月13日(火)～令和6年4月10日(水) 19時00分 締切
6月	令和6年4月11日(木)～令和6年5月10日(金) 17時15分 締切
7月	令和6年5月13日(月)～令和6年6月10日(月) 17時15分 締切
8月	令和6年6月11日(火)～令和6年7月10日(水) 19時00分 締切
9月	令和6年7月11日(木)～令和6年8月9日(金) 17時15分 締切
10月	令和6年8月13日(火)～令和6年9月10日(火) 17時15分 締切
11月	令和6年9月11日(水)～令和6年10月10日(木) 17時15分 締切
12月	令和6年10月11日(金)～令和6年11月8日(金) 17時15分 締切
1・2・3月	令和6年11月11日(月)～令和6年12月10日(火) 17時15分 締切

※日曜開庁窓口実施日以外の土・日・祝日及び年末年始の休業日を除く。

※入所は毎月1日付けとなります(慣らし保育含む)。月途中の入所はできません。

※令和6年度から2・3月入所を開始します。

※空き状況、保留状況は毎月初めに市ホームページで公開します(1～3月の更新はありません)。

※内容に修正がある場合は、市ホームページに掲載します。



保育施設の利用手

保育施設は、乳幼児の保護者が働いている場合や、病気、親族の介護により自宅児童福祉施設のことです。保育施設には、認可、地域型保育、認可外などさま

申込み手続きのSTEP（保育所、地域型保育）

STEP 1

選ぶ

保育施設選び

自宅からの距離や保育施設の特徴など、情報を集め希望施設を決定します。

※事前に希望施設の見学をおすすめします。見学の申込みは直接保育施設にお問い合わせください。

※市ホームページにて毎月初めに空き状況、保留状況も公開していますので、参考にしてください。（1月～3月の更新はありません）

STEP 2

申込む

申込み書類配布

令和5年10月31日（火）～

ところ

- ・市役所2階保育幼稚園課（3番窓口）
- ・戸田公園駅前行政センター
- ・美笹支所

申込み方法・期間（4月入所一次受付）

※4月入所二次受付以降の申込みは、表紙の期間をご参照ください。

① 窓口受付

・期間

令和5年11月24日（金）～12月4日（月）

・時間

9時00分～16時30分

・場所

市役所5階 大会議室

※土・日曜日を除く。ただし、12月3日（日）は窓口開庁のため受け付けます。

※水曜日は上記のほか、16時30分から18時30分まで市役所2階保育幼稚園課で受け付けます。

保育施設の 種類

利用にあたり、市に申込みが必要な施設は、「保育所（公立・私立）」と「地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）」があります。そのほかに、直接契約して利用できる保育施設として、「認可外保育施設」があります。

種類	特徴	申込先	クラス年齢	保育料
保育所	県が認可した保育施設 公立と私立がある。	市	0～5歳児クラス （一部施設は異なる）	【0～2歳児クラス】 所得などに応じて市が決定 【3～5歳児クラス】 無償 ^{※1}
小規模 保育事業所 （地域型保育）	市が認可した保育施設 定員は19人以下。3歳児以上のクラスがないため、卒園後は連携施設へ入所、または保育所へ転園となる。		0～2歳児クラス	
事業所内 保育事業所 （地域型保育）	市が認可した保育施設 定員は19人以下。企業が設置する施設で、従業員の児童と併せて地域の児童を一定数預かる。そのほかは小規模保育事業所に準ずる。			
認可外保育施設	施設ごとに保育方針や特色、保育時間が大きく異なる。	各施設	施設による	施設による ^{※2}

※1 給食費や延長保育料はかかります。費用は施設によって異なりますので、各保育施設にお問い合わせください。

※2 就労などの理由により保育の必要性がある場合で、市から認定を受けた場合は3～5歳児および0～2歳児（市民税非課税世帯のみ）が無償化対象（上限や条件あり）となりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化（保育園）についてはこちら▶



続きのSTEP!

令和6年度の申込みについて
詳しくは次のページへ

での保育が困難な場合に、保護者に代わる乳幼児の保育を目的とした
さまざまな形があります。

保育施設を利用する場合は、保育の必要性を確認するため、申込み手続きと一緒に就労などの認
定を受ける手続きをするようお願いします。 ※集団生活に慣れさせるためなどの理由は該当しません。

STEP 3

調整・内定

利用調整・入所内定、
児童面接・説明

入所前月20日まで

利用調整の結果、利用が内定した場合は4月内定のみ内定
通知書が交付されます。(5月～1月内定は、入所前月の20
日までに電話連絡となります。2月～3月内定は、12月中に
電話連絡となります。)

内定後は集団保育が可能かどうか児童面接を受けていた
だき、集団保育が可能と判断できた際に入所決定となります。

利用が保留となった場合は、利用保留通知書が申込み時初
回のみ交付されます。

利用調整結果に関する電話でのお問い合わせに対しては一
切お答えできませんので、ご了承ください。

STEP 4

利用開始

利用開始、入園式、
慣らし保育

入所月の1日から

保育施設等利用決定通知書を送付
します。

利用開始後は、**お子さんが慣れる
までの間**、保育時間が短い「慣ら
し保育」の期間を設けています。

② 電子申請 (詳細は9ページへ)

・期間

令和5年11月1日(水)～12月4日(月)

・時間

24時間申込み可能

※ただし、12月4日(月)は17時15分締切です。

③ 郵送 (詳細は9ページへ)

・期間

令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

※84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※締切は、11月30日(木)必着です。

「保育コンシェルジュ」をご活用ください!

保育に関する専門的知識を持つ保育コン
シェルジュが、各家庭の就労状況やニー
ズに寄り添い、保育所や幼稚園の情報を
提供したり相談を受け付けたりしています。

☎ 443-5611

(保育コンシェルジュ直通)

午前9時～午後5時(正午～午後1時、
土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

保留となった場合、申込みの取下げをされ
た方を除き、年度内(令和7年3月入所ま
で)は利用調整の対象となります。

そのため、再度申込み書類の提出をする必
要はありませんが、申込み時と状況が変わ
った場合や希望施設の変更をしたい場合は、変
更届をご提出いただく必要があります。

幼稚園の預かり保育時間も拡大しています

市内の幼稚園では、1日10時間以上開園、夏休み期間も実施な
ど、預かり保育時間を拡大している園もあります。通常の教育時間
に加え、保育の必要性の認定を受けた方については、預かり保育時
間も無償化の対象となります。

幼稚園と
保育所の
違い

幼稚園は学校教育施設として、小学校以降の教育の
基礎をつくるための幼児期の「教育」を行う施設です。

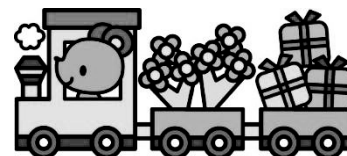
保育所は幼児教育を行うとともに、児童福祉施設と
して、就労などのため家庭で保育できない保護者に代
わって保育する施設です。

申込み等の詳細は、各幼稚園へお問い合わせください。

〈市内幼稚園一覧〉

幼稚園名	場所	電話 (048)
戸田幼稚園	本町1-12-8	444-2220
戸田第一幼稚園	中町1-30-7	441-3031
つつじ幼稚園	本町4-2-6	441-5765
まきば幼稚園	笹目南町17-5	421-6637
戸田ひまわり幼稚園	美女木1-8-7	421-4949
ささめ幼稚園	笹目6-5-24	421-5437
戸田東幼稚園	中町1-15-10	441-6612
カトレア幼稚園	新曽183	444-6843
はごろも幼稚園	下戸田2-22-11	444-5065
戸田東第二幼稚園	新曽2279-3	430-2015

利用申込みをする前に



◆入所できる要件（基準）について◆

保育施設等へ入所できる要件（基準）は、児童の保護者が下記の基準に該当し、お子さんの保育が必要であると認められた場合となります。

したがって、「集団生活を経験させたい」という理由だけでは、該当しません。

- (1) 月64時間以上（休憩時間を除いた実労働時間） 仕事をしている場合
- (2) 母親が出産の前後である場合
- (3) 病気や負傷、その他心身に障がいがある場合
- (4) 長期にわたる病気や心身に障がいがある親族を、常時（月64時間以上）看護や介護している場合
- (5) 震災、風水害、火災などの不慮の災害を受け、その復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動中である場合（起業準備を含む）
- (7) 常時（月64時間以上）就学中の場合（職業訓練校等における職業訓練を含む、通信は不可）
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得時に既に保育施設等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合
- (10) その他、市長が上記に類する状態にあたりと認める場合

◆入所できる期間について◆

保育施設等に通うことができる期間（保育の利用期間）は、保護者の状況によって変わります。

保護者の状況	保育の利用期間
就労中	就労している期間（最長就学前まで）
求職中・就労内定・育児休業中・ 月64時間未満労働	入所日から2か月間
出産	産前6週（多胎児は14週）開始日を含む月の1日～出産日の翌日から数えて産後8週終了日を含む月の末日まで
入院・疾病・介護	治療、介護に要する期間（最長就学前まで）

◎保育の利用期間が満了すると退所となり、翌月以降は保育施設等を利用できなくなります。

◎育児休業中、求職中又は就労内定等の方は、入所月の翌月の15日までに手続き（就労証明書の提出）をすることにより「就労中」に切り替わります（保育の利用期間が延長されます）。

◎入所できる要件（基準）にあてはまらなくなった場合は、退所となります。

◎4月入所を希望し、令和6年2月5日（月）～令和6年6月10日（月）の期間内に出産の予定がある方は、出産要件での利用期間に該当します。出産の入所期間満了後も保育が必要である要件を満たす見込みがあり、継続して保育の利用を希望する場合はあらかじめご相談ください。

◎育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（又は育児休業に関する法律等）」に基づいたもので、終了予定日が未定の休業や、育児のためではない休業は育児休業に当てはまりませんのでご注意ください。

◆令和6年度(2024年度)保育利用年齢早見表◆

◆クラス年齢早見表

クラス	生年月日	卒園年月日
0歳児	令和 5年(2023)4月2日～	令和12年3月31日
1歳児	令和 4年(2022)4月2日～令和 5年(2023)4月1日	令和11年3月31日
2歳児	令和 3年(2021)4月2日～令和 4年(2022)4月1日	令和10年3月31日
3歳児	令和 2年(2020)4月2日～令和 3年(2021)4月1日	令和 9年3月31日
4歳児	平成31年(2019)4月2日～令和 2年(2020)4月1日	令和 8年3月31日
5歳児	平成30年(2018)4月2日～平成 31年(2019)4月1日	令和 7年3月31日

※生年月日が令和6年4月2日以降の0歳児クラスの卒園は令和13年3月31日となります。

※年度の途中で誕生日を迎えても、同一年度は同じクラスに在籍することとなります。

◆0歳児受入月齢早見表(生年月日)

入所月	8週受入	3か月受入	6か月受入
令和5年12月	令和5年10月5日以前生まれ	令和5年 9月2日以前生まれ	令和5年 6月2日以前生まれ
令和6年 1月	令和5年11月5日以前生まれ	令和5年10月2日以前生まれ	令和5年 7月2日以前生まれ
令和6年 2月	利用調整はありません		
令和6年 3月			
令和6年 4月	令和6年 2月4日以前生まれ	令和6年 1月2日以前生まれ	令和5年10月2日以前生まれ
令和6年 5月	令和6年 3月5日以前生まれ	令和6年 2月2日以前生まれ	令和5年11月2日以前生まれ
令和6年 6月	令和6年 4月5日以前生まれ	令和6年 3月2日以前生まれ	令和5年12月2日以前生まれ
令和6年 7月	令和6年 5月5日以前生まれ	令和6年 4月2日以前生まれ	令和6年 1月2日以前生まれ
令和6年 8月	令和6年 6月5日以前生まれ	令和6年 5月2日以前生まれ	令和6年 2月2日以前生まれ
令和6年 9月	令和6年 7月6日以前生まれ	令和6年 6月2日以前生まれ	令和6年 3月2日以前生まれ
令和6年10月	令和6年 8月5日以前生まれ	令和6年 7月2日以前生まれ	令和6年 4月2日以前生まれ
令和6年11月	令和6年 9月5日以前生まれ	令和6年 8月2日以前生まれ	令和6年 5月2日以前生まれ
令和6年12月	令和6年10月5日以前生まれ	令和6年 9月2日以前生まれ	令和6年 6月2日以前生まれ
令和7年 1月	令和6年11月5日以前生まれ	令和6年10月2日以前生まれ	令和6年 7月2日以前生まれ
令和7年 2月	令和6年12月6日以前生まれ	令和6年11月2日以前生まれ	令和6年 8月2日以前生まれ
令和7年 3月	令和7年 1月3日以前生まれ	令和6年12月2日以前生まれ	令和6年 9月2日以前生まれ
令和7年 4月	令和7年 2月3日以前生まれ	令和7年 1月2日以前生まれ	令和6年10月2日以前生まれ

《0歳児受入月齢について》

【受入なし】 下戸田保育園、笹目東保育園
むつみ保育園

【3か月受入】 きざわ保育園、すみれ保育園

【6か月受入】 新曽保育園、喜沢南保育園、上戸田南保育園、新曽南保育園、笹目川保育園
ささめ保育園、げんき保育園、かなな保育園、みずき保育園、つくし保育園、みんと保育園

【8週受入】 上記以外の保育所

※小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に関しましては、別紙の一覧でご確認ください。

戸田市では、保育需要を勘案し、令和8年(2026年)3月31日をもって、『上戸田南保育園』及び『新曽南保育園』の0歳児クラスを廃止いたします。

◆教育・保育給付認定について◆

保育施設等を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

認定区分は以下のとおりとなり、申請書類等からご家庭の保育の必要量を判断し、必要量に応じて「保育短時間」、「保育標準時間」の認定を受けます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定【教育標準時間】	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定【保育標準時間】 / 【保育短時間】	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園
3号認定【保育標準時間】 / 【保育短時間】	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園 小規模保育等

※教育・保育給付認定の申請に基づき、支給認定証を交付します。

支給認定証は各月利用調整の結果に同封します。（すでに教育・保育給付認定を受けている児童を除く）

◆保育時間について◆

- ・保育標準時間認定の児童 施設ごとで決められた1日11時間の中で保育が必要な時間利用可能
- ・保育短時間認定の児童 施設ごとで決められた1日8時間の中で保育が必要な時間利用可能
（認定区分が「育児休業中」の場合は原則、短時間認定となります）

認可保育所の場合

- ・保育標準時間 7時00分～18時00分の11時間
- ・保育短時間 8時30分～16時30分の8時間

※土曜日の開所時間や保育時間等については、園によって異なりますので各園にお問い合わせください。

※各保育所の開所時間については、別紙「令和6年度戸田市保育所一覧（予定）」をご確認ください。

小規模保育実施施設の場合

※施設によって異なりますので、別紙「令和6年度小規模保育事業及び事業所内保育事業実施施設一覧（予定）」をご覧ください。

◎延長保育について

認定された区分の保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育扱いとなります。延長保育を利用する場合は延長保育料が発生します。受入月齢や料金等、詳細は各保育施設にお問い合わせください。

◆病児・病後児保育事業について◆

病児・病後児保育とは、お子さん（生後57日以降満12歳に達した日以降の最初の3月31日まで）が病気又は病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、施設にて看護師・保育士により一時的にお子さんをお預かりする事業です。詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話（048）
病児保育室太陽の子北戸田	戸田市新曽 2002-12 市ヶ谷ビル2F	（434）2511
戸田中央総合病院病児保育室ひまわり	戸田市本町 1-19-3	（442）3611
病児保育室きらら	戸田市新曽 1191-8	（446）6368

◆特別支援保育事業について◆

（1）特別支援保育とは

集団保育において配慮を必要とする児童に対する保育であり、心身に障がいや発達障害を有する児童（障がい児）が保育施設等に入所し、児童の成長と発達を促進させることを目的としています。

(2) 対象となる児童

保育施設等において集団生活が可能であり、かつ、障がいの程度が軽度から中程度までの障がい児で日々通園ができる2号または3号の教育・保育給付認定を受けた戸田市在住の児童

(3) 定員

定員は1施設あたり4名程度で、クラス定員の中に含まれます。

(4) 医療的ケアが必要な児童

保育施設等において集団生活が可能な1歳児クラス以上のお子さんは、戸田市役所保育幼稚園課にご相談ください。

(5) 申込み手続

お子さんに合わせて必要書類をご案内しますので、ご希望の方は戸田市役所保育幼稚園課までご相談ください。利用決定までのスケジュールや観察保育の日程等、必要事項を相談しながら手続きを進めます。なお、特別支援保育の申込みは4月入所のみ(年1回)となります。

特別優先利用枠について ※対象となる児童は、**特別支援保育事業について** (2) 参照

戸田市では、保育所の定員の一部を特別優先枠として設定しています。

特別優先枠を使って入所申請をされた場合、先行して利用調整が行われます。特別優先枠の利用調整後に、特別優先枠以外の方の利用調整を行います。

詳細については、戸田市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

◆保育料について◆

3歳以上児クラスのすべての児童及び3歳未満児クラスの市民税非課税世帯の児童の保育料が無償となります。延長保育料、給食費、文房具代、行事費等は無償化の対象外です。

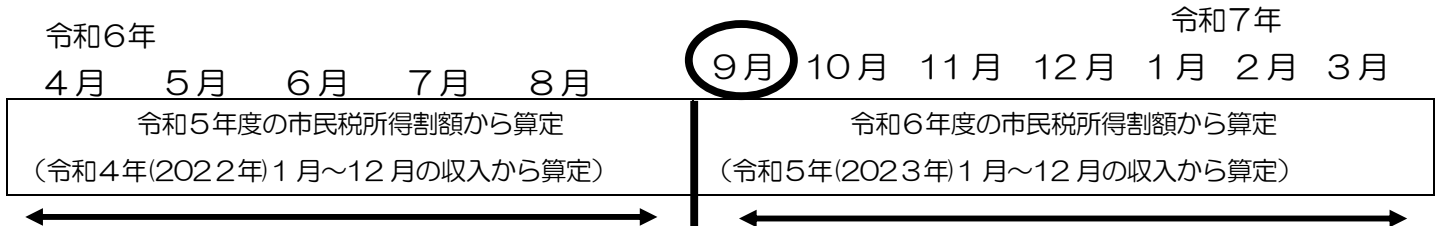
保育料の算定方法について

・保育施設の利用にかかる保育料は、児童の年齢や保護者(父母)の市民税所得割額に応じ、戸田市が定める保育料徴収基準額表(7ページ参照)より決定します。《**保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所いずれも同額です**》

また、保育料は、年度内で算定根拠の市民税の対象年度が替わります。切替え時期は9月となります

(8月以前は令和5年度分、9月以降は令和6年度分の市民税所得割額により決定)。

なお、副食費の免除判定の切替え時期も保育料と同様です。 令和6年度における保育料切替え時期イメージ



保育料の決定に関する注意事項について

- ・税未申告等の理由により、市民税額が確認できない場合の保育料は、暫定的に最高額(第16階層)での決定となります(収入がない場合も、税の申告が必要となります)。
- ・市民税に修正・更正があった場合やひとり親になった場合、離婚調停中による別居の方等は、必ず戸田市役所保育幼稚園課にご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。
 なお、ひとり親家庭の方であっても、パートナーと同居している場合には、その方を保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。
- ・保育料とは別に布団レンタル代、教材費等の付帯費用がかかる場合がございますので、詳細は各保育施設等にお問い合わせください。
- ・住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)や寄附金税額控除(ふるさと納税等)等の適用を受ける前の額により決定します。
- ・保護者が市民税非課税で、父母以外の保護者(祖父母)が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の市民税額を含めて算定します。

保育料の納付（方法）について

保育所へ内定した方につきましては、保育料の口座振替手続きを行っていただきます。利用決定した際送付いたします口座振替申込書（児童 1 人につき 1 通）を記入し、金融機関へ直接申込みをしてください。

小規模保育事業所、事業所内保育事業所に内定した方につきましては、各保育所に納付いただくこととなりますので、内定施設へお問い合わせください。

保育料は保育施設等を運営する大切な財源です。お支払いが滞ると、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

◆保育料の軽減について◆

(1) 小学校就学前の範囲で、同一世帯から2人以上の児童が保育園等に在籍している場合の保育料について

1人目	2人目	3人目以降
全額（通常保育料）	半額	無料

上の子が以下の施設に入所、又は利用している場合は、『在園証明書』の提出が必要です。

※幼稚園（私学助成）・認定こども園・企業主導型保育所・特別支援学校幼稚部

児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

(2) 年収約360万円未満相当の世帯で、保育施設等に在籍している児童の保育料について

世帯の市民税所得割額の合計が57,700円未満で、保護者と生計が同一の多子世帯については、上の子の年齢にかかわらず在籍園児の保育料が第2子半額、第3子以降無料となります。

また、世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満のひとり親世帯等で、児童が保育施設等に在籍している場合、上の子の年齢にかかわらず保育料が第1子半額以下、第2子以降無料となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯を指します。

※令和6年度も同様となる予定ですが、国の動向等により内容が変更となる場合があります。

(3) 3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設等に在籍している場合の保育料について

戸田市では、3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設等を利用し、

(1)(2)のいずれにも当てはまらない場合、上の子の年齢及び世帯の年収にかかわらず第3子以降の児童の保育料を無料としています（※年度ごとの申請が必要です）。

ただし、令和6年度以降につきましては、県の動向等により変更となる場合があります。

※子が同居していない場合でも、対象世帯とみなすこともあります。

◆副食費の免除について◆

以下の①、②のいずれかに該当する児童の副食費は免除となります（主食費の免除はありません）。

① 年収360万円未満相当世帯の児童

両親がいる世帯の場合	ひとり親・在宅障がい児（者）世帯などの場合
世帯の市民税所得割額の合計 <u>57,700円未満</u>	世帯の市民税所得割額の合計 <u>77,101円未満</u>

②所得制限なく第3子以降の児童

※「所得制限なく第3子以降の児童」については、下記の算定基準に基づいて算定した人数で判定します。児童全員が算定対象とならないことでもありますので、ご注意ください。

算定対象となる児童
小学校就学前の範囲で、最年長の児童から順に3人目以上の児童（同一世帯内のみ）

(例) 世帯内に小学3年生（9歳）、幼稚園年長（5歳）、3歳児の3名の児童がいる場合

小学校就学前の範囲で最年長の児童は年長の児童となりますので、副食費の免除判定においては、3歳児の児童は2人目と算定され、副食費の免除対象外となります。

副食費免除の手続きについて

上記に該当し、副食費の免除対象となる方は、申請の手続きは必要ございません。免除対象となる方については、戸田市役所保育幼稚園課より副食費免除決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

◆市外からの申込みについて◆

申込み窓口は戸田市ではなく、**申込み時にお住まいの自治体**となります（自治体によっては異なります）。

(注意) 現在在籍している保育施設等がある場合、内定月の前月末までに在籍施設を退所し、内定月 1 日から内定した認可保育施設の在園児となる必要があります。

【申込みできる方】

(1) 転入予定者（入所希望月の前月末日までに、戸田市に転入可能な方）

提出書類	
①転入に関する誓約書	②物件の引き渡し予定日が確認できる書類（下記のうちいずれか1点）
	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書の写し ※書類は戸田市、現在お住まいの様式、 ・賃貸借契約書の写し どちらでも可。 ・同居に関する申立書 ※申込先はお住まいの自治体となります。

(2) 戸田市で里帰り出産される方

(3) 市外在住の市内在勤者（保護者のいずれか又は双方が戸田市内で月64時間以上就労している方）

(4) 上記(1)～(3)以外の市外在住者

		(1) 転入	(2) 里帰り	(3) 市内在勤	(4) それ以外
4月申込み		一次から受付可能	一次から受付可能	二次から受付可能	二次から受付可能
公立・私立保育園受入		公立・私立とも可能	公立・私立とも可能	0～2歳児クラスは公立不可 3～5歳児クラスは公立・私立とも可能	
在園期間	0～2歳児クラス	小学校就学前まで	出産要件の間まで	入所の年度内まで	入所の年度内まで
	3～5歳児クラス	小学校就学前まで	出産要件の間まで	小学校就学前まで	入所の年度内まで

※利用調整の優先順位は、以下のとおりです。

①戸田市内在住者（転入者含む）、里帰り出産の方、②市外在住の市内在勤者、③それ以外の市外在住者

◆市外保育園への申込みについて◆

保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。しかし、市外に保育を希望する自治体内の取り決めで、受入れを認めている自治体があります。

自治体によって申込み要件や申込み期間、必要書類が異なります。必ず事前に市外での保育を希望する自治体にご確認ください。

希望園のある自治体の締切日までに、申込み先の自治体に必要書類が到着していなければなりませんので、お日にちに余裕を持って戸田市役所保育幼稚園課の窓口までお持ちください（希望園のある自治体の締切日間近にご提出され、希望園のある自治体での受付が間に合わなかった場合の責任は負いかねます）。

戸田市保育料徴収基準額表（令和6年度）

上段（全）／全額 児童が1人入所している場合の額
 下段（半）／半額 児童が2人以上入所している場合などの1/2の額（備考1、2）

世帯階層区分	所得などの状況・世帯階層区分の定義		保育料（月額）	
			3歳未満児クラス	
			保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯 里親が教育・保育給付認定保護者等である世帯		円 0	円 0
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0
第 3	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	全	7,600	7,400
		半	3,800	3,700
第 4	市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	全 9,500 半 4,750	全 9,300 半 4,650
		48,600円以上 58,800円未満	全 12,500	全 12,200
半 6,250			半 6,100	
58,800円以上 77,101円未満		全 19,500	全 19,100	
		半 9,750 (9,000)	半 9,550 (9,000)	
77,101円以上 97,000円未満		全 19,500	全 19,100	
		半 9,750	半 9,550	
97,000円以上 132,600円未満		全 31,000	全 30,400	
		半 15,500	半 15,200	
132,600円以上 169,000円未満		全 44,000	全 43,200	
		半 22,000	半 21,600	
169,000円以上 202,000円未満		全 52,000	全 51,100	
		半 26,000	半 25,550	
202,000円以上 235,000円未満		全 54,000	全 53,000	
		半 27,000	半 26,500	
235,000円以上 268,000円未満		全 56,000	全 55,000	
	半 28,000	半 27,500		
268,000円以上 301,000円未満	全 58,000	全 57,000		
	半 29,000	半 28,500		
301,000円以上 333,000円未満	全 60,000	全 58,900		
	半 30,000	半 29,450		
333,000円以上 365,000円未満	全 62,000	全 60,900		
	半 31,000	半 30,450		
365,000円以上 397,000円未満	全 64,000	全 62,900		
	半 32,000	半 31,450		
397,000円以上	全 66,000	全 64,800		
	半 33,000	半 32,400		

幼児教育・保育無償化により0円
 ※給食費、延長保育料は対象外

※カッコ内はひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯）

- 備考 1 同一世帯から2人以上の児童が、該当する保育施設、幼稚園、認定こども園及び企業主導型保育所等に入所している場合、第2子の児童に係る保育料は半額、第3子以降の児童に係る保育料は無料となります。
- 2 保護者の市民税所得割額が一定以下の場合で、保護者と生計が同一の多子世帯については上の子の年齢にかかわらず、在籍園児の保育料が第2子半額、第3子以降無料となり、ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯）については、在籍園児の保育料が第1子が半額以下、第2子以降無料となります。
- 3 祖父母同居世帯の保育料については、同居祖父母等が家計の主宰者と認められる場合には、その祖父母の課税状況により保育料を決定します。家計の主宰者である祖父母以外は、税額合算対象から除外します。詳細は戸田市役所保育幼稚園課のホームページをご覧ください。
- 4 税額については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額から算出します。
- 5 保育標準時間とは1日11時間まで保育の利用が可能となる認定区分であり、保育短時間とは1日8時間まで保育の利用が可能となる認定区分となります。
- 6 3歳未満児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童がその年度中に年齢が3歳に達しても、その年度中は当初の3歳未満児の保育料になります。
- 7 4月分から8月分の保育料については、入所年度の前年度、9月分から3月分の保育料については、入所年度の課税状況を基に算定します。
- 8 指定都市に住所を有していた世帯については、平成30年度から指定都市で課税された場合の市町村民税の税率が8%となるため、戸田市の区域内に住所を有する者とみなして（市町村民税率を6%とみなす。）、保育料を算定します。

※ 備考1に該当する場合は、「在園証明書」等が必要となる場合があります。

◆申込みに必要な提出書類について◆

- ① 保育施設等利用申込書（所定用紙）
- ② 家庭の状況届出書（所定用紙）※①②は11ページ以降の記入例を参考にご記入ください。
- ③ 教育・保育給付認定申請書（所定用紙）
（令和5年度以前に保育施設等利用申込みを行っている等、既に認定を受けている方は不要）
- ④ 保育が必要であることを証明する書類（コピー可）

保育が必要な状況	必要となる書類※保護者（父・母）の分が必要です。
就労している （就労内定含む）	就労証明書（証明日が3か月以内） ※自営業の方は勤務実績の分かる書類の提出が必要です（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書等のいずれか1つ）。
育児休業中 産前産後休暇中	就労証明書（証明日が3か月以内） ※入所する月の翌月1日までに職場復帰することが条件です。 ※育児休業（産前産後休暇）取得中の方は、産前産後休暇期間及び育児休業期間の記載が必須です。
出産予定	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載部分）
病気や障がいがある	（1）診断書（所定用紙） ※1か月以上の入院（予定）の方のみ入院計画表が必要です。
	（2）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し （該当者のみ）
介護・看護を している	（1）介護・看護状況申告書
	（2）診断書（病院の書式） または 身体障害者手帳等の写し
在学中（※通信は不可）	学生証の写し（または在学証明書）、および時間割

⑤ その他の書類 ※下記の状況に該当する方のみ提出していただきます。（コピー可）

ひとり親世帯の方	戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書の写し等のいずれか1つ
別居中の方	離婚調停中である又は裁判中であることを証明する書類 （調停期日通知書等）
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書
在宅障がい児(者)の いる世帯	次のうち該当するいずれか一つ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金・厚生年金保険年金証書（障害基礎年金）の写し
認可外保育施設を 利用中の方	保育受託証明書（所定用紙）
申込児童が 幼稚園に在園中の方	幼稚園在園証明書
申込児童のきょうだ いが幼稚園に在園中 の方	令和6年4月以降に発行される幼稚園在園証明書
戸田市内または蕨市 内の認可保育施設の 常勤保育士、保健 師、看護師、准看護 師の方で、優先利用 を希望の方	（1）左記に該当する資格の証明書（免許状）の写し
	（2）優先利用誓約書（所定用紙） ※認可保育施設とは地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）及び認可保育所とする。 ※月20日以上1日6時間以上の勤務または採用予定の場合のみ
外国籍の方	在留カード（表裏）の写し ※父・母・申込み児童の分
戸田市に 転入予定の方	（1）転入に関する誓約書
	（2）賃貸借契約書・売買契約書等戸田市への転入がわかる書類の写しまたは同居に関する申立書（所定用紙）※申込み受付はお住まいの自治体です。
単身赴任中の方	左記を証明する書類（単身赴任先の賃貸借契約書の写し、住民票、公共料金領収書等の写し等居住実態が判明するもの）

⑥ 保育料決定及び副食費免除判定に必要な書類（海外に在住していた方対象）

住民税は各年1月1日現在の住民登録地で課税されるため、令和5年1月1日及び令和6年1月1日現在海外に居住しており、日本国内に住民登録がない方は「年間収入申告書」及び収入がわかる書類をご提出ください。
 ※年間収入申告書については、戸田市役所保育幼稚園課窓口または市ホームページにて取得いただけます。
 ※提出が無い場合は保育料が最高階層（最高額）で決定したり、利用調整で不利になったりする場合があります。

◆申込みの際の注意事項◆



- (1) 申込み書類の記入内容は、すべて**申込み書類提出日時点での状況**でご記入ください。
- (2) **申込み内容に変更があった際は必ず「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」に必要な書類を添えてご提出**ください。また、転出等で戸田市民でなくなった場合、申込みは無効となります（入所後に変更があった場合も同様に書類提出をしてください）。
- (3) 就労証明書等の申請書類に必要な事項の記載がない、または不足している場合は、受付できない場合がありますので、記入例をご確認のうえご提出ください。
- (4) お預かりした書類一式は法令に基づく調査を除き、保育施設等利用調整以外の目的には一切使用いたしません。また、**理由の如何に関わらず提出書類を返却・複写することはできません**。育児休業手当給付金の延長手続き等で必要であれば、申込み書類とは別で「保育施設等の利用状況証明申請書」をご提出ください。（19ページ Q14・15 参照）
- (5) 保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。**お引越しなどで転出した場合は、戸田市民として通所できるのは転出日の属する月末まで**となり、保育施設を退所していただくこととなります。詳細は戸田市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

◆郵送申込みについて◆

郵送受付期間	
・4月入所一次	令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月30日（木）（必着）
・4月入所二次	令和6年 1月 4日（木）～ 令和6年 2月 9日（金）（必着）
・5～3月入所	表紙の受付期間（締切日必着）

郵送方法の指定はしませんが、郵送事故については責任を負いかねますので、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨いたします。なお、郵送での利用申込みの際は、申込み書類受付後1週間以内に「受付票」を郵送しますので、**返信用封筒に84円切手を貼り同封してください**。送付先はてびきの裏面をご確認ください。

◆電子申請について◆

電子申請受付期間	
・4月入所一次	令和5年11月1日（水）～ 令和5年12月4日（月） 17時15分 締切
・4月入所二次	令和6年 1月 4日（木）～ 令和6年 2月 9日（金） 17時15分 締切
・5～3月入所	表紙の受付期間

以下より内容をご確認いただき、お申込みください。※5、8月は締切日が延長窓口のため19時00分まで受け付けます。

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/252/hoiku-youchien-densi.html>

事前に用意するもの
1 戸田市申請・届出サービスの利用者登録
2 申請する保護者のマイナンバーカード
※本人確認のため、署名用電子証明書の暗証番号を入力していただきます。
3 NFC対応のスマートフォンまたはパソコン及びICカードリーダー

電子申請での
保育施設入所
申込みはこちら
↓↓↓



◆利用調整について◆

申請書類に基づき、戸田市保育施設等利用基準調査表（10ページ参照）にて指数を付け、保育の必要性が高い順（指数順）に利用調整を行い内定後、保育園で児童面接のうえ、決定となります。

令和6年度 戸田市保育施設等利用基準調査表

■ 基準指数

分類	保護者の状況		指数			
	類型	細目	父	母		
1	就労※1	実働8時間以上の就労を常態	40	40		
		実働7時間30分以上8時間未満の就労を常態	39	39		
		実働7時間以上7時間30分未満の就労を常態	38	38		
		実働6時間30分以上7時間未満の就労を常態	37	37		
		実働6時間以上6時間30分未満の就労を常態	36	36		
		実働5時間30分以上6時間未満の就労を常態	35	35		
		実働5時間以上5時間30分未満の就労を常態	34	34		
		実働4時間以上5時間未満の就労を常態	33	33		
2	上記以外の就労	月64時間以上で、月16日未満または1日4時間未満の就労	24	24		
		月64時間未満（入園後、月64時間以上勤務要）	20	20		
3	未就労	採用内定	就労証明書提出者（入園後勤務開始）	14	14	
4	求職中	保育所申込誓約書提出者（入園後勤務開始）	10	10		
5	出産予定月を中心に、産前2箇月・産後2箇月（最大5箇月）		—	36		
6	療養病	おおむね1箇月以上の入院の場合（入院予定を含む。）	44	44		
		自宅にて療養中（戸田市所定の診断書提出者）	38	38		
7	障がい※2	身体障害者手帳1・2級、療育手帳△・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	44	44		
		身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳3級	40	40		
		身体障害者手帳4級以下	38	38		
8	介護	月64時間以上	週5日以上	週5日以上	44	44
		従事	週4日の常時付添による通院等	週4日の常時付添による通院等	40	40
			上記以外の介護看護等	上記以外の介護看護等	24	24
9	不存在	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者）※3	40	40		
10	災害	火災等の家屋の損害、その他災害復旧にあっている	44	44		
11	就学等	月64時間以上就学、職業訓練等により通学している場合（趣味的なものを除く。）	32	32		
12	その他	上記以外で保育が必要な状態が確認できる場合	10~40			

◎注意

- ※1 就労の基準指数について、就労証明書の内容で実績等から月の勤務日数が19日に満たない場合は基準指数から-2とする。実働とは、労働契約上の正規の時間であり、育児短時間勤務中（予定を含む）の場合でも、指数に変更なし。
- ※2 戸田市所定の診断書の提出も必要。
- ※3 戸籍謄本など、状況の分かる書類の提出が必要。
- ※4 未就労・月64時間未満就労及び転園希望の場合は適用しない。複数該当する場合でも、分類15はどれか1つしか適用しない。
- ※5 週3日以下の利用の場合は適用しない（一時保育利用中を適用）。
- ※6 育児休業中・産前産後休暇中の場合は実働を要しない。育児休業・産前産後休暇の該当者が分類1または2（月64時間以上就労）に該当する場合に加点する。分類15で他の項目に該当する場合でも、他の項目での加点はしない。
- ※7 保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、戸田市内または市内の認可保育施設（認可保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。以下同じ）に月20日以上1日6時間以上の保育業務を勤務条件とし勤務中または採用内定であり、入所日から3年以上の勤務をすること等の誓約書の提出を必要とする。入所月の前月末までに戸田市に転入予定の場合も適用する。転園希望の場合は適用しない。
- ※8 戸田市の利用調整により戸田市内認可保育施設に入所した児童が、他の戸田市内認可保育施設に転園を希望する場合に提出する転園届をいう。小規模保育事業所等の卒園児童が提出する転園届も含む。
- ※9 小規模保育事業所等とは、戸田市内の小規模保育事業所及び戸田市内の事業所内保育事業所（地域枠のみ）をいう。
- ※10 途中退園児童や過去に卒園歴のある児童等は含めない。2歳までしか定員設定のない園の卒園児がその後継続して保育を必要としている場合に加点。
- ※11 申込書の該当欄にチェックした場合、基準指数及び調整指数ともに他の項目で加点・減点せず、一律で指数計を-100とする。
- ※12 隣接市区とは、市外のうち「さいたま市」「川口市」「朝霞市」「和光市」「蕨市」「板橋区」「北区」をいう。勤務先の点数は利用調整指数とは異なり、利用調整指数には反映されず、同一指数の優先順位を決定する際に使用するものです。

■ 調整指数

分類	条件		指数	
	類型	細目		
13	両親の状況※3	同居世帯	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者）	12
			調停中（書類添付あり）	8
		単独世帯	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者）	14
			調停中（書類添付あり）	10
14	家庭の状況	生活保護受給世帯（要勤務又は勤務予定）	8	
		暴力・虐待・ネグレクトのおそれがある	10	
		生計中心者の失業により就労の必要性がある	4	
15	児童の状況※4	委託	企業内保育所入所 ※5	8
			その他の認可外保育施設等入所 ※5	8
			幼稚園在園中	8
			管外保育所入所中	8
			一時保育（認可外含む）利用中	5
			親類以外の個人に保育を委託	5
	保護者等が保育	祖父母以外の親類が保育	4	
		別居祖父母が保育	4	
		同居祖父母が保育	2	
		同伴就労	5	
育児休業中・産前産後休暇中の保護者が保育 ※6	4			
16	その他	保護者が単身赴任中	4	
		年間を通して月あたり15泊以上の宿泊を伴う出張がある場合	2	
		戸田市民の保護者が常勤保育士等で戸田市内認可保育施設に勤務中または採用内定 ※7	80	
		戸田市民の保護者が常勤保育士等で市内認可保育施設に勤務中または採用内定 ※7	8	
		転園届※8の第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合	8	
		新規申込中で第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合	6	
		4箇月以上保育料滞納がある世帯	-100	
		小規模保育事業所等※9を利用中で認可保育所へ転園希望する場合	6	
		小規模保育事業所等※9の卒園児童 ※10	80	
		育児休業延長希望の場合 ※11	-100	
上記分類番号以外で特に調整が必要と認める場合	2~12			

■ 同一指数世帯（育児休業延長希望者除く）の優先順位

1	戸田市在住者、戸田市転入予定者の順
2	基準指数の高い者
3	ひとり親世帯
4	傷病・療養、心身障がい、看護・介護、災害の順
5	被雇用者・自営業・出産・採用内定・就学・求職中の順
6	養育している小学6年生以下の子ども的人数が多い者
7	父母の主な勤務先をそれぞれ点数化し、合計点数が高い順 市外4点、隣接市区3点、市内1点（未定の場合は市内扱い）※12
8	戸田市に住居登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 （保護者のどちらか長い期間を適用）

■ 同一指数世帯（育児休業延長希望者）の優先順位

1	希望する園の数が多い者
2	入所月中（1日誕生日の者は前月）に満1歳・満1歳6ヶ月の誕生日を迎えない者
3	戸田市に住居登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 （保護者のどちらか長い期間を適用）

※ 利用調整は、26条等通知児童→特別支援児童→一般児童の順に行います。

申込書の提出日を必ず記入してください。

① 保育施設等利用申込書(児童) 【記入例】

提出日 令和5年11月24日

(宛先)
戸田市福祉事務所長

〒335-0022

住所 戸田市上戸田1-18-1-208

両親の場合は両親連名で、ひとり親の場合は一名で記入してください。

保護者氏名 ○○ ○○ ○○ ○○

自宅電話 (048) 441-1800

携帯(父) (090) ●●●●-XXXX

携帯(母) (080) △△△△-□□□□

保育施設等への利用について、次のとおり申し込みます。

利用を希望する児童	生年月日	性別
フリガナ ○○○ ○○○	R3・6・15	○
氏名 ○○ ○○		

保育利用希望期間 令和6年4月1日から ①. 小学校就学まで 2. 年 月 日まで

利用希望保育施設	第1希望	○○保育園	第6希望	○○小規模保育園
	第2希望	○○保育園		
	第3希望	○○小規模保育園		
	第4希望	○○保育園		
	第5希望	○○小規模保育園		

・第6希望以降もある場合は記入してください。
・0~2歳児クラスまでは小規模保育事業実施施設も希望可能です。

	(フリガナ)		続柄	生年月日	保育が必要
	氏名				
同居の家族	○○○ ○○○		父	S58・11・20	① 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		母	S63・11・20	① 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		兄	H25・10・18	1 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 ④ 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		祖父	S38・8・23	① 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		祖母	S36・10・7	1 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) ⑧ その他(無職)
	○○ ○○				

それぞれの方の申込み時点での状況に該当する番号に○をつけてください。

利用申込みに関する確認票

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

教育・保育給付認定の有無	1 認定済
	② 未認定

令和5年度以前に保育施設等の利用申込みをするなどして、既に教育・保育給付認定を受けている場合は「1」に○をつけてください。

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

現在の保育状況	1 自宅【父 <input type="radio"/> 母 <input checked="" type="radio"/> 祖父・祖母・その他()】が保育している。 <small>※要件：産後休暇・育児休業・内職・自営・採用内定・求職・その他</small>	申込み時点でお子様の保育をどのように行っているか記入してください。
	2 年 月 から【父・母・その他()】の職場	
	3 別居祖父母【父方・母方】に預けている。	
	4 認可外保育施設()に預けている。	
	5 年 月 から認可保育所(幼稚園)に通っている。 →市区町村名()、保育所(幼稚園)の名称()	
	6 その他()	
4に○を付けた方	年 月 日から 週 日、 時から 時まで預けている。	

◎下記の該当する項目に関して記入してください。

きょうだい同時の申込みの方	同時申込み児童		きょうだい同時で申込みをする場合は該当の選択肢を記入してください。		
	氏名： (年 月 日生)	氏名：			
同時期のみの希望	はい いいえ	同園のみ希望	はい → ①	選択肢	
		希望順位を下げてもきょうだい同園を優先	はい → ②		
			いいえ → ③		
		同園のみ希望	はい → ④		
			別々の園なら入所可能な場合に優先したい児童		上の子 → ④ 下の子 → ⑤
			希望順位を下げてもきょうだい同園を優先		はい → ⑥ いいえ → ⑦
		<small>※同時に申込みする児童が3名以上の方または、その他詳細なきょうだいの入所条件をご希望の方は⑧を選択いただき、申込書裏面の備考欄に意向をご記載ください。 <small>※きょうだいが入園した場合は、きょうだいの園を第一希望とすることで加点がありますので、加点をご希望の方は改めて「保育施設等入所希望変更届」をご提出ください。</small></small>			

求職中・採用内定・月64時間未満労働での申込みの方	求職中・採用内定・月64時間未満労働の方の利用承諾期間は2か月利用開始月中(求職中の場合は、利用開始月翌月15日まで)に勤務就労証明書を提出することによって利用承諾期間は最大就学前まで延長されます。	申込み時点で求職中・採用内定・月64時間未満労働の場合はこちらに記入してください。
	誓約書	

育児休業中での申込みの方	利用開始翌月1日までに職場に復帰することを前提として利用調整によって、利用開始月翌月1日までに復職し、利用開始月翌月15日までに復職することによって、利用承諾期間は最大就学前まで延長されます。	申込み時点で育児休業中の場合はこちらに記入してください。
	誓約書	

今回の保育施設利用申込みのチェックを入れてください。 <small>※チェックを入れた場合でもその結果、希望施設に内定しない場合、申込み期日までに変更される場合があります。</small>	今回の申込みの目的が育児休業の延長である場合は、チェックをつけてください。その場合でも上の誓約書欄の記入は必要となります。	は右の口に ○点となり ○点となります。	延長希望である
	<input type="checkbox"/>		

◎下記の該当する項目に関して記入してください。

該当の選択肢にチェックをつけてください。

単身赴任	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有(赴任先市区町村：) (保護者：□父・□母)
年間を通して月15泊以上の宿泊を伴う出張	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有(主な出張先： 北海道) (保護者：□父・□母)

利用申込みに関する同意書

申込み書類に関して

1	就労証明書の就労日数・時間、その他提出した書類の内容と事実が異なる場合は、利用内定取消しまたは利用開始後でも退所となる場合があります。 ※勤務先に照会をして勤務実態の確認をさせていただく場合があります。
2	就労証明書の「就労実績」の記入が、契約上の就労日数・時間数に満たない場合は、利用調整における指数が正しく付かない場合があります。
3	利用調整に必要な書類は必ず期限内にご提出ください。利用調整は期限内に提出された書類で審査し、期限後の提出の場合は翌月の利用調整に反映されます。また、一度提出された書類は返却できません。必要な方は提出前にコピー等をお取りください。
4	原則、郵送による不足書類及び追加書類の受付はしておりません。郵送事故による未着や必要書類の同封漏れに関して、市では責任を負いかねますのでご了承ください。
5	教育・保育給付認定及び保育施設等利用申込みにあたり、提出した全ての書類の内容と市の保有する個人情報とを教育・保育給付認定、利用調整、利用者負担額の決定及び保育の実施に用いること、また、必要に応じて利用が決定した保育施設等の関連機関に提供することがあります。
6	希望園については、通園可能・通園意思があるものとして審査いたしますので、内定後の利用辞退はご遠慮願います。内定辞退の場合は利用申込みを取下げしていただき、再度利用をご希望の際には新規申込み手続きが必要となります。

利用調整後に関して

7	利用保留となり、利用決定までの期間中に申込み内容と異なる状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。内定時に状況の変更が判明した場合は、内定取消しとなる場合があります。
8	利用内定後は、指定日までには必ず児童面接を受けていただきます。児童面接を受けられない場合は内定取消しとなります。
9	面接を実施した際に、集団生活が難しい等配慮を要することがわかった場合や記入していただいた内容とお子さんの様子が違う場合、内定が取り消されることがあります。
10	0～2歳児クラスの保育料を算定するための市民税額が確認出来ない方は、暫定的に最高額での決定となります。また、3～5歳児クラスの副食費の免除対象者を判定するための市民税額が確認出来ない方は、暫定的に副食費免除の対象外となりますので、ご了承ください。
11	公立・私立保育園の保育料および公立保育園の給食費のお支払いは原則、口座振替にてお支払い願います。例外として、納付書にて保育料等をお支払いいただいた場合は、領収書を5年間保管してください。紛失した場合は、その月の保育料等の納付についての確認はできませんので、十分ご注意ください。

保育施設利用開始後に関して

12	利用開始日以前（利用開始日含む）に育児休業を取得している場合は、利用開始月翌月1日までに職場に復帰する必要があります。
13	利用開始後は、原則として保育園に慣れていただくため、「慣らし保育」があります。基本的には2週間程度ですが、施設ごとにお子さんの状態等を見ながら、慣らし保育期間が変更になることもあります。
14	利用開始後、申請時と勤務場所・時間の変更等申込み内容と異なる勤務状況、家庭状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。一定期間（1か月以上）を過ぎて変更が判明した場合は、その時点で保育が必要か否かを問わず退所となります。
15	退職した場合は、退職日から10日以内に退職証明書（退職日がわかる書類でも可）を提出することで、保育の利用期間が退職日から起算して、2か月を経過した日が属する月の末日まで延長となります。その後、延長となった2か月の間に勤務を開始し、稼働中の就労証明書を提出することで保育の利用期間が継続となります。 ※退職証明書や就労証明書を提出されない場合は、退所となります。
16	休園の期間は2週間以上3か月以内です。また、休園期間中も保育料はかかります。 ※公立保育園における給食費（3歳児クラス以上対象）の減免申請は必ず前月20日までに申請してください。事後の申請は認められず、休園期間中の給食費も徴収いたします。 ※私立保育園の給食費等については各園にお問い合わせください。

保育園申込み及び在園にあたっての同意事項を確認しましたら、日付の記入及びご署名をお願いします。

令和 5年11月24日

保護者氏名（父）

保護者氏名（母） ○○ ○○

希望保育時間 ※24時間表記		1. 平日 (月・火・水・木・金) 8時30分 から 18時00分 まで				
		2. 土曜日 時 分 から				
祖 父 母 の 状 況	父	祖父	氏名 〇〇 〇〇	年齢 61歳	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
		祖母	氏名 〇〇 〇〇	年齢 63歳	有・無 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
	母	祖父	氏名 〇〇 〇〇	年齢 59歳	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
		祖母	氏名 〇〇 〇〇	年齢 64歳	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
	住所		電話番号			
	住所		電話番号 (048) 000-0000			
生活保護		① 受けていない 2 受けています (開始日 年 月 日から)				
備考						

保育園の利用希望時間の記入をしてください。実際の預かり時間は利用決定施設との面談のうえ決まります。

同居の場合は祖父母の住所の記入は不要です。

祖父母の住所が別々な場合は二段に分けて記入してください。

きょうだい同時申込みの方で選択肢⑧の方は、こちらに意向をご記載ください。(書ききれない時は別紙可)

※福祉事務所(市)記載欄

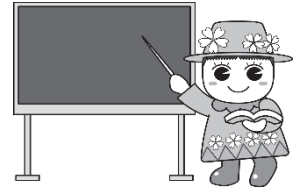
利用承諾	利用開始年月日	・	・	保育施設等
住民コード(保護者)				住民コード(児童)
所見				

生育歴

児童氏名 (○○ ○○)

出生時 (全員記入)		乳児期 (0~2歳児クラスのみ記入)		幼児期 (3歳児クラス以上のみ記入)	
・胎在期間 (妊娠 10週) ・体重 (全ての方がご記入ください。) ・身長 (48cm) ・頭囲 (30cm) ・胸囲 (30cm) ・分娩の状況 (正常分娩・帝王切開・その他) ・出生児の状況 (元気・衰弱・仮死) ・保育器の使用 (無・有 5日) ・黄疸症状 (重症・やや強い・ほとんど無)		・栄養 (母乳、人工乳、混合) ・おすわり (4か月) ・ハイハイ (6か月) ・寝返り (7か月) ・歩き始め (9か月) ・話し始め (1歳 1か月) ・離乳食完了 (1歳 3か月)		※該当する項目に☑をつけてください 類の着脱を一人でできる 該当するクラスについてご記入ください。 <input type="checkbox"/> 二語文「わんわんきた」等が話せる <input type="checkbox"/> 一人で階段が登れる <input type="checkbox"/> 簡単な指示「ごみすて」等ができる <input type="checkbox"/> スプーン・フォークでご飯を食べる <input type="checkbox"/> はしを使ってご飯を食べる <input type="checkbox"/> トイレに行って一人で排泄できる <input type="checkbox"/> おもむつを常に使用している <input type="checkbox"/> 理由なく奇声を出すことがある <input type="checkbox"/> 危ないものや場所がわかる <input type="checkbox"/> 同年代の子とかかわって遊べる	
医	アレルギー	無・有	(鶏卵・牛乳・小麦・大豆・その他)		
	家族(父・母・兄弟姉妹)のアレルギー状況	無・有	(ダニ・ハウスダスト・花粉・その他)	治療(無・飲み薬・塗り薬・食事制限・その他)	
	ひきつけ、けいれん	無・有	該当者(父・母・兄弟姉妹)具体的な症状()	該当者(父・母・兄弟姉妹)具体的な症状()	
	てんかん	無・有	(1回目 歳 か月) その後(回)	(熱 度 回) (無熱性 回)	(状態)
療	既往歴	肝炎・川崎病・ぜんそく(場所)・肘中障・肺炎・中耳炎 心臓疾患(不整脈・肥 既往歴があればご記入ください。) その他()			
	予防接種歴(接種済みのものに○をつけてください)	・ヒブ(1回目、2回目、3回目、4回目) ・肺炎球菌(1回目、2回目、3回目、4回目) ・B型肝炎(1回目、2回目、3回目) ・四種混合(1回目、2回目) ・BCG ・麻疹風疹混合(1回目、2回目) 接種済みの予防接種に丸を付けてください。 ・日本脳炎(1回目、2回目、3回目) ・ロタ(1回目、2回目) ・その他()			
歴	乳幼児健診の状況(直近3回分)				
			助言指導が有の場合、その内容		
	(0)歳(4)か月健診		受診済みの健診をご記入ください。		
	(1)歳()か月健診	無・有	アトピーで病院の受診を勧められた。		
(1)歳(8)か月健診	無・有				

保育施設等についての Q&A



申込みについて

Q 1 仕事をしていないと保育施設等の申込みはできないのですか？

A 1 申込み時に仕事をしていない方は、「求職中」の要件として申込みができます。

また、就労先が内定の方は採用予定の就労証明書を提出された場合に、「内定」の要件での利用調整となります。

なお、求職中・内定の状態で利用が決定した場合は、入所日から2か月間の期限付き入所となります。入所月翌月の15日までに就労証明書を提出する必要があり、提出されない場合は退所となります。

Q 2 保育施設等の利用は申込みの先着順ですか？

A 2 先着順ではありません。指数の高い方から申込書に記入された希望保育施設等の中での希望順位に基づき利用調整し、内定となります。よって、第1希望保育施設毎に集計して利用調整するものではありません。退園者の状況など急に受入枠が空く場合もありますので、申込者数や空き状況の有無に関わらず、入園を希望する順番どおりの希望保育施設等を通園可能な範囲内でなるべく多く記入してください。

Q 3 保留中に仕事が変わりました。どうすればいいでしょうか？

A 3 速やかに就労証明書を戸田市役所保育幼稚園課にご提出ください。締切日前に提出された場合、次月の利用調整に反映されます。

なお、就労証明書を提出されない場合で利用が決定した場合、利用決定が取り消される場合があります。勤め先に変更があった場合にかかわらず、家庭状況が変わった場合には必ず変更にかかる書類を提出してください。

Q 4 出産の要件で申込みをしたのですが、利用期限はいつからいつまでですか？

A 4 入所 → 産休開始日（予定日から6週間前）を含む月の1日から入所可能

退所 → 産休終了日（出産日の翌日から8週間後）を含む月末に退所

（例）出産予定日が8月19日の場合

入所可能月＝7月（産前6週は7月9日）

退所月＝10月（産後8週は10月14日）

Q 5 申込み後に希望する園は増やせますか？

A 5 はい、増やせます。戸田市役所保育幼稚園課の窓口に来ていただき、保育施設等入所希望変更届を書いて提出していただければ、変更届提出時現在の申込み期間中の利用調整から反映させることができます。希望園を変更する場合は、申込み期日にご注意ください。

入所について

Q6 育児休業中に利用が決定したのですが、仕事に復帰しなければなりませんか？

A6 はい。育児休業中の継続通園の要件は「入所月の翌月 1 日までに職場復帰すること」です。申込みの段階で同意していただいております。職場復帰されない場合、退所となります。なお、利用開始日と同日に育児休業を開始した場合も復帰が必要です。

Q7 在園中に、出産をすることになりました。上の子は退所になりますか？

A7 産後8週経過後、
即就労復帰する ⇒ 継続通園が可能です。
即就労復帰しない ⇒ 退所となります。
育児休暇を取る ⇒ 就労証明書で育児休暇取得の確認が取れた場合、継続通園が可能です。

Q8 在園中に、出産をすることになりました。上の子は標準時間で預けられますか？

A8 はい。産前産後休業中は、標準時間で預けることができます。しかし、産後休業が終わり、育児休業の開始日から短時間認定になります。お父さんが、育児休業を取得した場合も同様です。保育園に預ける時間にご注意ください。

Q9 入所した後に保育施設を変えることはできますか？

A9 転園希望届を提出していただくと、まず新規利用申込みの方と同様、指数を決定します。その後、新規利用申込みをされた方、また利用保留となっている方と一緒に利用調整を行い、保育施設の空きに対して優先順位が高い方を転園決定とします。転園決定されなければその月は転園保留となり、翌月以降、利用保留者と同様年度内に限り（令和7年3月入所分まで）毎月利用調整にかかることとなります。

なお、転園が決定した場合、転園元の施設は空きとなり、同時に他の新規利用申込み者等が
内定となりますので、いかなる理由があっても転園決定後のキャンセルはできません（各月の締切までの「転園希望取り下げ書」の提出により、転園希望を取りやめることができます）。

保育料について

Q10 保育料はどのような基準で決定するのですか？

A10 保育料は年度を通して、4月から8月までの分は（基本的に）父母の前年度の市民税所得割額で、9月から3月までの分は当年度の市民税所得割額で算定します。父母が家計の主宰者と認められない場合は、同居祖父母等の税額を合算して算定することもあります。

Q11 年度途中で誕生日を迎え3歳になりました。保育料は無償になりますか？

A11 保育料の区分は4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で年齢が上がることでは無償になりません。

Q12 保育施設によって保育料は異なるのですか？

A12 公立と私立、小規模保育施設、事業所内保育施設いずれもA10での保育料の決め方は変わりません。ただし、保育施設によっては園服やカバン等の備品購入が必要な園もありますので、事前にご確認ください。

Q13 A10での「市民税所得割額」は何を見れば確認できますか？

A13 課税証明書や市県民税の税額決定通知書で確認できます(指定都市(さいたま市など)の場合は、税率が異なりますので、ご注意ください)。

★給与天引きのみの方「給与所得にかかる市・県民税特別徴収税額の決定通知書」

税 額	市 民 税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割⑥	
		均等割額⑦	
	県 民 税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割⑥	
		均等割額⑦	

←市民税所得割⑥をご覧ください。ただし税額控除額⑤のうち、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額等、を受けている方は、これらの税額を足し戻した額となります。

★個人納付(主に自営業)がある方「市民税・県民税税額決定納税通知書」

戸田市の通知では6月当初発送の場合、通知3頁の左下、市民税分、所得割額でご確認ください。前述の税額控除がある方は同様に足し戻した額となります。6月当初以外に発送された通知は4頁でご確認ください。

「育児休業延長」を希望する方へ

育児休業給付金等の手続きをする際に、「保育施設等に入所できなかったことを証明する書類」が必要になることがあります。何月の証明が必要か、また給付金の申請等各種手続きについては、ハローワークまたは就労先にご確認ください。

Q14 「保育施設等に入所できなかったことを証明する書類」(保留通知書)は発行できますか？

A14 戸田市では、保育施設等の利用が保留になった方には「保留通知書」を**申込み時初回のみ**交付しています。「保留通知書」が必要な方は毎月の申込み期限までに保育施設等の申込みを行ってください。

Q15 申込み後に、「入所できていない証明」が必要となったが発行可能ですか？

A15 「保育施設等の利用状況証明申請書」を戸田市役所保育幼稚園課に提出していただければ、後日発行することが可能です。発行まで3営業日程度かかります。

郵送受取りをご希望の方は、返信用封筒(長型3号封筒に住所・氏名を記入し、84円切手を貼付したもの)を申請書と同時にご提出ください。

※「保育施設等の利用状況証明申請書」については、戸田市役所保育幼稚園課窓口またはホームページにて取得いただけます。

※証明月において申込みが継続している必要があります。

入所決定後（在園中を含む）から家庭状況等に変更があった場合

入所決定後（在園中を含む）に保育を必要とする事由や家庭状況等に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」と以下に該当する必要書類を戸田市役所保育幼稚園課または在園中の保育園にご提出ください。

※きょうだい等2人以上が認可保育施設に入所している場合、『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』以外の書類は人数分必要（コピー可）となります。

＜ 以下、よくある変更の例 ＞

(1) 保護者が退職し、再就職を希望する場合

①退職から10日以内に下記書類を提出

- 「退職証明書」1枚（※退職日が確認できる書類でも可）
（離職票、源泉徴収票等のコピー等）
- 『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

②退職後、2か月を経過した日が属する月の末日までに下記書類を提出（→月64時間以上勤務の場合は継続通園可）

- 「就労証明書」1枚・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』の用紙は戸田市HPの「保育幼稚園課、各種書類ダウンロード」から取得できます。また、戸田市役所保育幼稚園課にも用紙がございますので、必要書類の提出時にその場でご記入いただけます。

(2) 出産の場合

①出産予定日が分かったら下記書類を提出

- 「母子健康手帳の表紙のコピー」 ・ 「出産予定日のわかる部分のコピー」
- 『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

②出産後に下記書類を提出

- 「母子健康手帳の出生届出済証明の部分のコピー」・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』



(3) 育児休業取得・育児休業から復帰の場合

①育児休業取得の際は取得が決定次第、下記書類を提出

- 「就労証明書」（育児休業期間記載あり）1枚・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

②育児休業から復帰の際は下記書類を提出

- 「就労証明書」（育児休業の取得済みにチェックあり、育児休業期間記載あり）1枚
- 『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

※在園中、育児休業中は原則、短時間認定になります。（父が育児休業を取得した場合も同様です）
復帰時には、標準時間認定に変更するために、予め復帰前に「復帰予定日」と「標準時間に変更する旨」を記入した『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』を前月25日までに提出する必要があります。

(4) ひとり親に変更の場合

- 戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書等の写しいずれか1つ
- 『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

(5) 長期的に（2週間以上から3か月まで）園を休む場合

- 「休園願」（保育料は休園中でも徴収されます）

※3か月を超えて休園することはできません。

※出産に伴う休園（里帰り出産等）の場合は、産前産後休暇中は休園することができます。

(6) 退所する場合

- 「保育児童退所届」

その他上記以外の家庭状況や勤務状況の変更があった場合も届出が必要になりますので、保育幼稚園課までお問い合わせください。

◆申込み書類チェックリスト◆



①保育施設等利用申込書			
②家庭の状況届出書			
③教育・保育給付認定申請書（認定を受けていない児童のみ）			
④保育が必要であることを証明する書類（コピー可）		父	母
就労（内定）している方	就労証明書（証明日が3か月以内） ※自営業の方は勤務実績の分かる書類の写しも提出 ※採用内定の方は、就労開始後に再度提出必要 （証明日が就労開始後のもの）		
育児休業中の方	就労証明書（証明日が3か月以内） ※産休・育休期間の記載があるもの ※就労開始後に再度提出必要（復職日の記載があるもの）		
出産予定の方	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日記載部分） ※出産後、母子健康手帳の出生届出済証明の部分の写し提出		
病気や障がいがある方	診断書（所定用紙）・身体障害者手帳等の写し		
介護・看護をしている方	診断書（病院の書式）または身体障害者手帳等の写し		
	介護・看護状況申告書		
在学中の方	学生証の写し（または在学証明書）		
	時間割		
⑤その他の書類（8ページ⑤に該当する方のみ）			
⑥保育料決定及び副食費免除判定に必要な書類（9ページ⑥に該当する方のみ）			

◆提出前のチェック事項◆

- ・申込み書の日付は提出日になっていますか？
- ・申込み書の希望園はお間違いないですか？
- ・希望園の受入月齢は満たしていますか？（2ページ参照）
- ・就労証明書の証明日は提出日の3か月以内になっていますか？
- ・家庭の状況届出書は両面を記入しましたか？
- ・教育・保育給付認定申請書は両面を記入しましたか？
- ・郵送申込みの場合、84円切手を貼った返信用封筒は同封していますか？

◆郵送申込み用送付先住所シート◆

↓切り取ってお使いください↓

〒335-8588

埼玉県戸田市上戸田 1-18-1

戸田市役所保育幼稚園課 入所・認定担当

◆お問い合わせ◆

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

戸田市役所保育幼稚園課 入所・認定担当

048-441-1800(代表)(内線 233・288)

048-424-9571 (直通)

☎保育コンシェルジュ直通

048-443-5611

こちらの二次元バーコードから AI 総合案内サービスを利用できます。

